

令和4年4月19日

保護者 様

長岡京市教育委員会  
教育長 西村 文則  
長岡京市立長岡第七小学校  
校長 平野 律子

新型コロナウイルス感染症に係る保護者への連絡  
及び濃厚接触者に特定された場合の待機期間について

保護者の皆様には、平素から本市の教育及び本校の教育活動についてご理解とご協力をいただいておりますことに厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、各校で新型コロナウイルスの感染者が確認された際の保護者の皆様への連絡については、下記の通りとさせていただきます。また、濃厚接触者である同居家族等の待機期間については下記の通りとなりますのでご確認くださいませようお願いします。

記

- 1 新型コロナウイルスの感染者が確認された際の保護者の皆様への連絡について（変更なし）
  - ①学校の教育活動において、児童・生徒が濃厚接触者等に特定された場合のみ、個別にお知らせします。（メールでの一斉配信等はいりません。）
  - ②学級閉鎖や休校など、児童・生徒の学校教育活動に影響がある場合のみ、これまで通りメールの一斉配信や電話等にてお知らせします。
  - ③各校の感染者数については市のホームページにて確認できますので、そちらをご参照ください。
- 2 濃厚接触者である同居家族等の待機期間について  
陽性者の濃厚接触者であって、陽性者と生活を共にする家族や同居者の待機期間については、当面の間、次の通りとなります。

・事前に感染対策※を講じていた場合は、陽性者の発症日（無症状の場合は検体採取日）を0日目として、7日間（8日目解除）とする。  
・陽性者の発症後に住居内で感染対策※を講じた場合は、対策を講じた日を0日目として、7日間（8日目解除）とする。  
・ただし、陽性者が無症状で、その後発症した場合、また別の家族が発症した場合は、改めてその発症日を0日目として起算する。  
※感染対策とは、日常生活を送る上で可能な範囲での、マスク着用、手洗い・手指消毒、物資等の共用を避ける、消毒等の実施などをいう。

- ・また、4日目及び5日目の抗原定性検査キット※を用いた検査で、2回の陰性を確認した場合は、最短で5日目から解除を可能とします。（変更）

**※薬剤師がいる調剤薬局やドラッグストア等で、薬剤師を介して販売されている、厚生労働省認可の「体外診断用医薬品」に限る。「研究用」等は不可**

その場合は、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、ハイリスク者との接触や感染リスクの高い場所の利用や会食等避け、マスクを着用すること等の感染対策を行ってください。また、学校の教育活動において、体育や中学校の部活動等のマスクをはずす活動については、自粛していただきます。

詳細については、裏面および京都府のホームページをご確認ください。

<https://www.pref.kyoto.jp/kentai/corona/noukoutaiki.html>

## 濃厚接触者の待機期間

	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
濃厚接触の待機期間 (原則)	感染対策 (最終接触)	不要不急の外出自粛(7日間)							解除
抗原定性検査キットを用いて2回の 陰性が確認された場合	感染対策 (最終接触)	不要不急の外出自粛			検査	検査	解除	検温など自身で 健康状態の確認等	

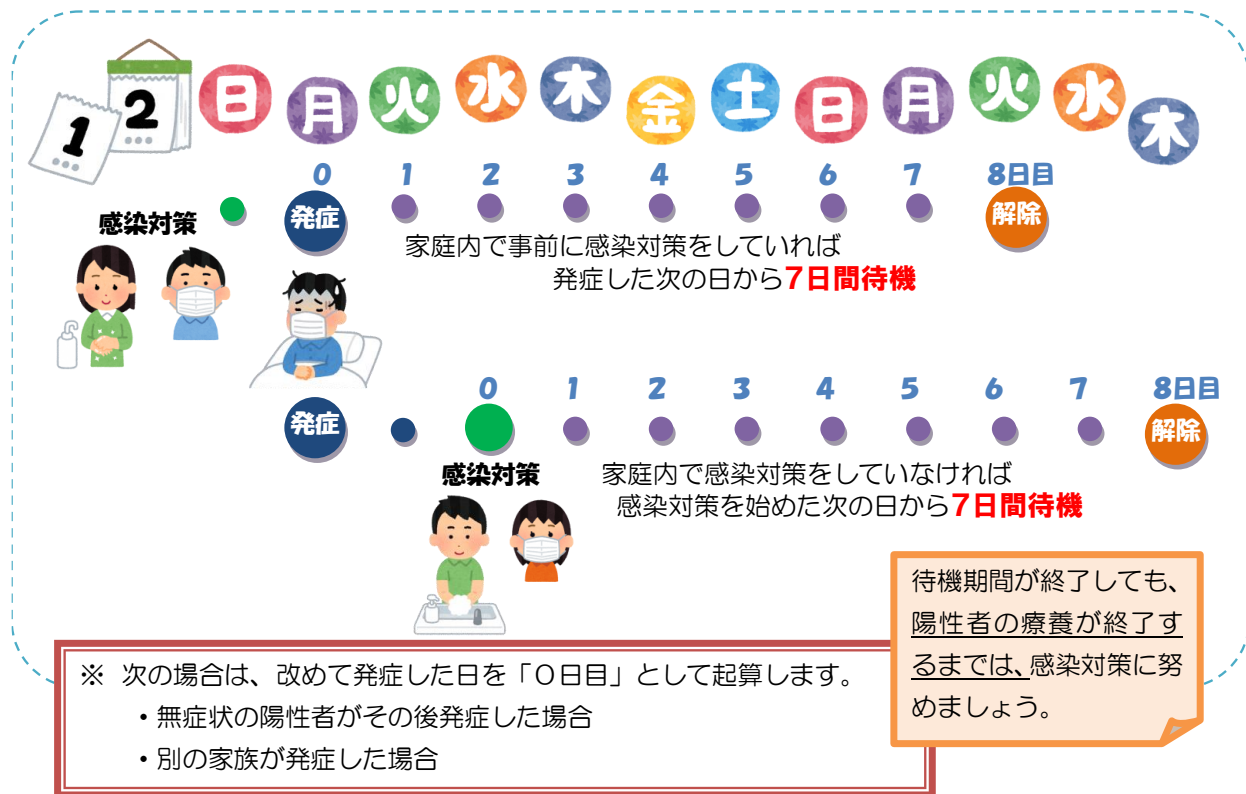
厚生労働省(1月5日(2月2日一部改正)事務連絡

京都府教育委員会(4月5日 新型コロナウイルス感染症に係る積極的疫学調査について)

## (参考) 濃厚接触者の待機日数が変更されました

厚労省 1月5日(2月2日一部改正)事務連絡より

- ◆家庭内で事前に感染対策をしていれば、**検査陽性者が発症した日**を0として、7日間待機  
(無症状の場合は検体採取日)
- ◆発症後に感染対策を始めた場合は、**対策を始めた日**を0として、7日間待機  
(無症状の場合は検体採取日)



### 感染対策とは



マスク



換気



手指消毒



手洗い

その他、物の共有をしない、共有部分の消毒等